



発行 東京都

目次

告示

- 建築基準法による一団地の区域……………(都市整備局市街地建築部建築指導課)…一
- 土壤汚染対策法の規定に基づく汚染されている区域の指定……………(環境局環境改善部化学物質対策課)…一
- 平成十一年東京都告示第千二百二十九号(東京都介護保険審査会の公益を代表する委員の定数)の一部改正……………(福祉保健局高齢社会対策部介護保険課)…二
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定の変更……………(港湾局港湾経営部経営課)…二
- 東京都港湾管理条例施行規則による制限区域の指定……………(同)…五

告示

●東京都告示第百一号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一号)第八十六条の二第一項の規定による認定をしたので、同条第六項の規定により一団地の区域等を次のとおり告示し、縦覧に供する。

令和三年二月九日

東京都知事 小池百合子

一 対象区域の地名地番及び認定年月日

対象区域の地名地番

認定年月日

足立区大谷田一丁目二百五十番一、令和三年一月二
同番四、大谷田二丁目百七十二番三、十九日
二百五十一番二、二百五十六番二、
二百五十七番二、二百五十八番二、
二百五十九番二、二百六十番四、同
番六、同番七、二百六十四番二、二
百七十一番二及び二百七十四番三

二 認定計画書の縦覧場所

東京都都市整備局市街地建築部建築指導課(東京都庁
第二本庁舎三階中央)

●東京都告示第百二号

土壤汚染対策法(平成十四年法律第五十三号)第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなればならない区域(以下「形質変更時要届出区域」という。)を指定するので、同条第三項において準用する同法第六条第二項の規定により、次のとおり告示する。

令和三年二月九日

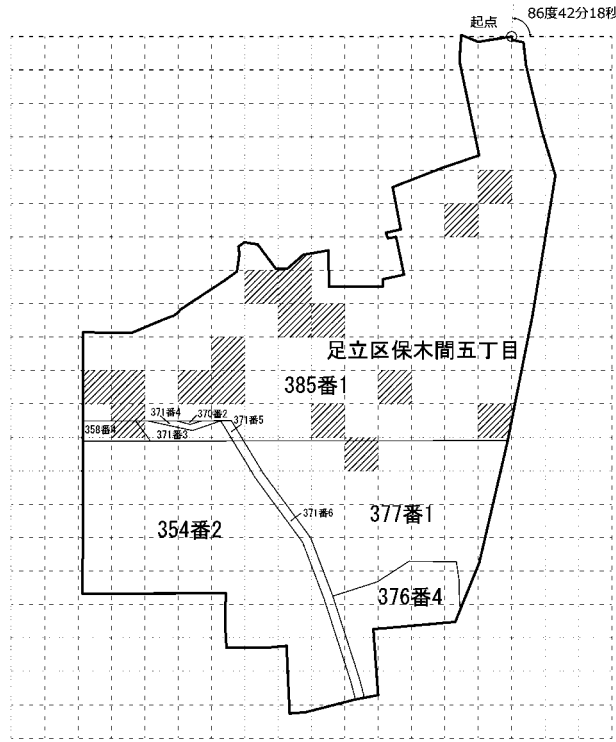
東京都知事 小池百合子

一 形質変更時要届出区域 別図のとおり(足立区保木間五丁目地内)

二 土壤汚染対策法施行規則(平成十四年環境省令第二十九号。以下「規則」という。)第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物、砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物並びにベンゼン

三 規則第三十一条第二項の基準に適合していない特定有害物質の種類 鉛及びその化合物

有害物質の種類 鉛及びその化合物



【凡例】
 - - - 単位区画
 ——— 筆境界
 ——— 敷地境界
 ▨ 形状変更時要届出区域

【記号】
 起点は、足立区保木間五丁目385番1の北緯線とする。

【格子の回転角度（86度42分18秒）】
 格子の回転角度は、起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと平行して10m間隔で引いた線により構成されている格子を、起点を中心として、右回りに回転させた角度を示す。

別図

●東京都告示第百三十三号

平成十一年東京都告示第千二百二十九号（東京都介護保険審査会の公益を代表する委員の定数）の一部を次のように改正する。

令和三年二月九日

東京都知事 小池 百合子

「東京都介護保険審査会の公益を代表する委員の定数等を定める条例（平成十一年東京都条例第九十号）第一条」を「介護保険法施行条例（平成二十四年東京都条例第一百六号）第六条」に改める。

●東京都告示第百四十四号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を次のとおり変更したので、同条第二項の規定により告示する。

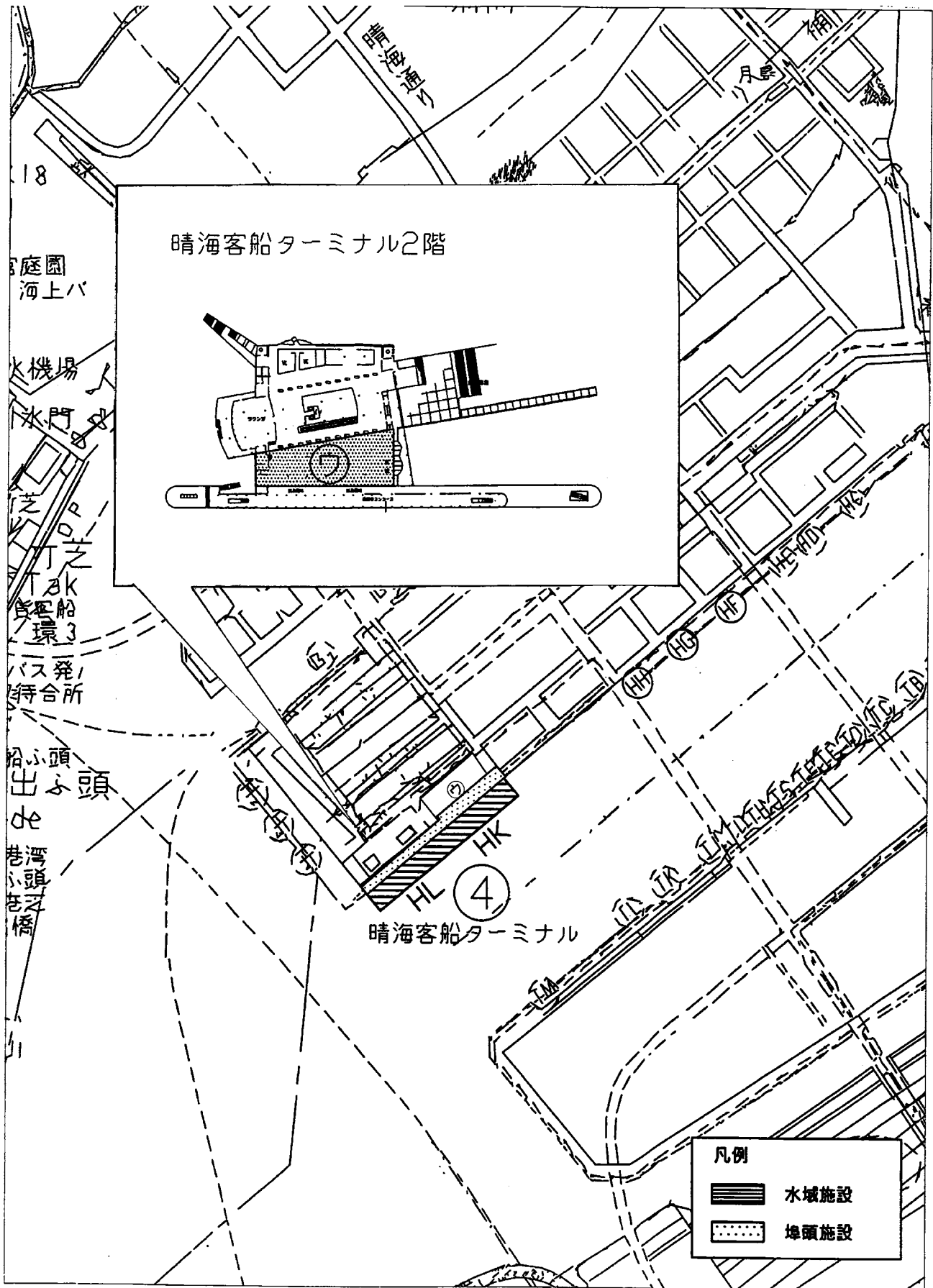
令和三年二月九日

東京都知事 小池 百合子

制限区域の位置図
 詳細図(内港地区晴海ふ頭・客船ふ頭)

別図

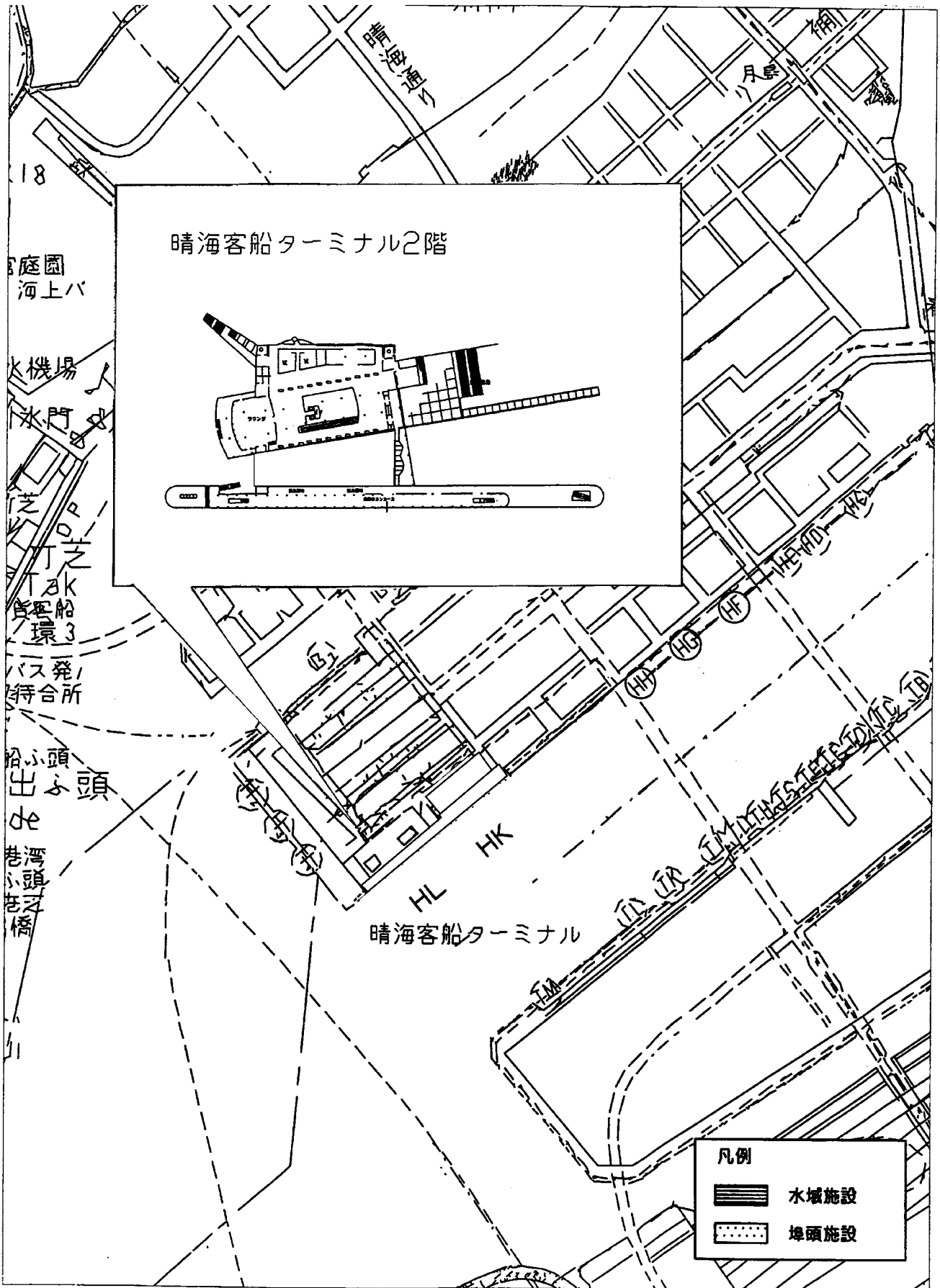
変更前



制限区域の位置図 詳細図(内港地区晴海ふ頭・客船ふ頭)

別図

変更後



●東京都告示第百五号

東京都港湾管理条例施行規則（平成十六年東京都規則第百四号）第十三条の二第一項の規定により、制限区域を指定したので、同条第二項の規定により次のとおり告示する。

令和三年二月九日

東京都知事 小池百合子

一 国際埠頭施設における制限区域

記号	名称	位置
キ	東京港中部地区東京国際クルーズふ頭旅客船施設	別図のとおり

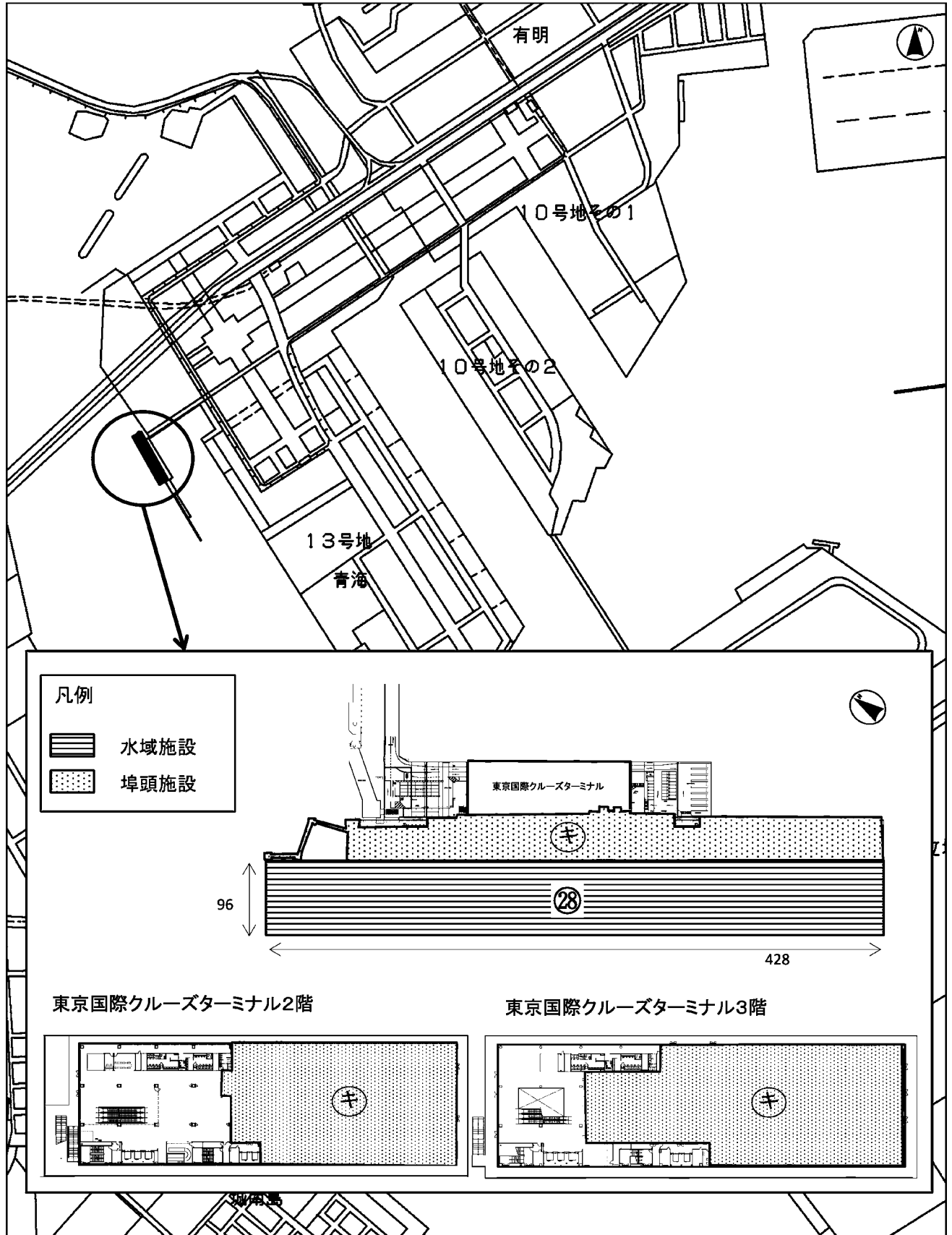
二 国際水域施設における制限区域

番号	名称	延長 (メートル)	制限幅 (メートル)	位置
28	東京港中部地区東京国際クルーズふ頭前面泊地	四二八	九六	別図のとおり

(備考) 国際水域施設における制限区域は、当該制限区域に係る国際埠頭施設に国際航海船舶が係留されている場合において、立入りが制限される区域である。

制限区域の位置図 詳細図(中部地区東京国際クルーズふ頭)

別図



発行
東京都
東京都新宿区西新宿二丁目八番一号
電話 〇三(五三三二)一一一一(代)
郵便番号 163-8001

定価
本号
一箇月 六、六〇〇円
(郵送料を含む)

印刷所
勝美印刷株式会社
東京都文京区白山一丁目十三番七号
電話 〇三(三八二二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

